

第 17 章

災害の援助

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象により、一つの市町の区域内において住居の滅失世帯が 5 世帯以上発生した災害及び県の区域内で災害救助法が適用された災害等で死亡した人に災害弔慰金を支給し、当該災害により負傷し、または疾病にかかり治ったとき（その疾病が固定したときを含む。）に一定の障害がある人に災害障害見舞金を支給し、災害救助法が適用され世帯主が負傷し、1 か月以上の治療及び住居に全半壊等の被災があった場合に、災害援護資金の貸付を行っています。

また、市内で 10 世帯以上の全壊被害が発生した場合、被災者生活再建支援金が支給されます。

さらに、本市区域内で発生した、これらの異常な自然現象による災害やその他災害による被災者に対し、災害見舞金等の支給を行っています。

1 災害弔慰金

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

区 分	金 額
死亡者が死亡当時において主たる生計維持者であった場合	500 万円
上記以外の場合	250 万円

2 災害障害見舞金

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

区 分	障害者 1 人当たりの支給限度額
障害者となった者が、その原因となった傷病発生時に主たる生計維持者である場合	250 万円
上記以外の場合	125 万円

3 災害援護資金

貸付限度額

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

被害の種類及び程度	1 世帯当たりの貸付限度額	
	世帯主におおむね 1 か月以上の療養を要する負傷がある場合	世帯主におおむね 1 か月以上の療養を要する負傷がない場合
家財の価格のおおむね 3 分の 1 未満の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	150 万円	—
家財の価格のおおむね 3 分の 1 以上の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	250 万円	150 万円
住居が半壊した場合	270 万円 (350 万円)	170 万円 (250 万円)
住居が全壊した場合	350 万円	250 万円 (350 万円)
住居の全体が滅失又は流失した場合	—	350 万円

※ () 内は、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合の限度額

貸付けの条件 貸付利率 据置期間〔3 年(規則で定める場合は 5 年)] 無利子
償還方法 償還期間 10 年 月賦償還

4 被災者生活再建支援金

支給額（定額）（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区 分		複数世帯	単身世帯
全 壊	再建	300万円	225万円
	補修	200万円	150万円
大規模半壊	再建	250万円	187.5万円
	補修	150万円	112.5万円

5 災害見舞金

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

	被害状況	世帯構成	支給金額
災害見舞金	住家の全壊・全焼又は流失	単身世帯	2万円
		2人以上の世帯	4万円
	住家の半壊又は半焼	単身世帯	1万円
		2人以上の世帯	2万円
災害弔慰金	住家にかかる床上浸水	1世帯につき	1万円
		死亡1人につき	3万円

6 災害見舞金等取扱件数

（単位：円）

年度	項目	発生 件数	被災 世帯	人員	内 訳			災 害 弔慰金 支給額	災 害 見舞金 支給額	計
					全焼 (壊)	半焼 (壊)	床上 浸水			
平成 26		8	19	45	6	2	13	120,000	310,000	430,000
平成 27		8	14	42	5	3	5	30,000	290,000	320,000
平成 28		6	6	16	5	1	0	90,000	140,000	230,000
平成 29		5	18	36	18	0	0	150,000	540,000	690,000
平成 30		5	5	8	4	1	0	30,000	140,000	170,000

7 日本赤十字社による災害見舞品の支給

(1) 災害見舞金の支給

災害救助法の適用を受けていない災害により死亡した方の遺族に対し、死亡者 1 名につき 20,000 円を支給

(2) 救援物資の支給

災害に対する警戒による避難者や被災直後の生活困難者を対象に、救援物資を必要とされる方へ毛布と緊急セットを支給